平成30年度労務報酬下限額等

多摩市公契約条例第7条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。 平成29年10月16日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額

〔単位:円(1時間当たり)〕

職種	下限額	職種	下限額
特殊作業員	2, 543	普通船員	2, 453
普通作業員	2, 217	潜水士	4, 377
軽作業員	1, 587	潜水連絡員	3, 015
造園工	2, 262	潜水送気員	2, 993
法面工	2, 892	山林砂防工	2,870
とびエ	2, 915	軌道工	4, 815
石工	2, 903	型わく工	2, 780
ブロック工	2, 690	大工	2, 735
電工	2, 667	左官	2, 948
鉄筋工	2, 937	配管工	2, 352
鉄骨工	2, 745	はつり工	2, 678
塗装工	3, 015	防水工	3, 195
溶接工	3, 230	板金工	2, 970
運転手 (特殊)	2, 498	タイル工	2, 430
運転手 (一般)	2,070	サッシエ	2, 735
潜かん工	3, 207	屋根ふき工	1, 643
潜かん世話役	3, 792	内装工	2, 948
さく岩工	3, 038	ガラス工	2, 655
トンネル特殊工	2, 993	建具工	2,600
トンネル作業員	2,600	ダクトエ	2, 330
トンネル世話役	3, 420	保温工	2, 363
橋りょう特殊工	3, 207	建築ブロック工	2, 510
橋りょう塗装工	3, 330	設備機械工	2, 397
橋りょう世話役	3, 668	交通誘導警備員 A	1, 565
土木一般世話役	2, 622	交通誘導警備員 B	1, 350
高級船員	3, 105		

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上

〔単位:円(1時間当たり)〕

適用範囲	業務内容	労務報酬 下限額
多摩市公契約条例第5条第1号 に規定する業務のうち、別紙1 の労務報酬下限額が適用されな い労働者等 ※ 工事における熟練労働者以 外の者	別紙1の職種に係る業務	1,000
多摩市公契約条例第5条第2号 から第4号に規定する業務の労 働者等 ※ 委託・指定管理協定等の業務 に従事する者	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	995
	街路樹の維持管理業務	1, 010
	下水道管渠清掃等業務(補助作 業員を除く) (下水道管渠内における清掃 業務及びこれに伴う準備・片付 け業務)	1, 290
	可燃物等の収集運搬業務	1, 025
	学校給食センター調理等業務	1, 070
	上記以外の業務・指定管理協定	990